

社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会 第 4 期 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間

2 内 容

目標 1 平成 34 年度末までに、年次有給休暇の取得日数を、一人あたり平均 15 日以上とする。

〈対策〉

- 平成 30 年 4 月～ 職員の有給休暇取得の実態把握と分析
- 平成 31 年 4 月～ 目標の周知と実現に向けた取り組み実施
- 平成 32 年 4 月～ 実現に向けた取り組みの評価（ECLG）及び目標達成に向けた更なる取り組み強化
- 平成 34 年度 完了

目標 2 所定外労働時間削減のための取り組みの徹底の継続（「ノー残業デー」等）

〈対策〉

- 平成 30 年 4 月～ こども・子育て応援キャンペーン「はやくお家に帰ろう」の継続
前期計画の取り組みの評価（ECLG：所定外労働の実態把握と分析）
- 平成 31 年 4 月～ 徹底に向けた取り組み実施
- 平成 32 年 4 月～ 取り組み実施後の評価（ECLG）及び目標達成に向けた更なる取り組み強化
- 平成 34 年度 完了

目標 3 男性職員の育児参加促進のための休暇取得の更なる促進を PR

〈対策〉

- 平成 30 年 4 月～ 休暇取得促進のための PR（社内グループウェア等）
- 平成 34 年度 実施事例 年最低 1 ケースを目標完了